

日時 2018年5月21日(月) 14時から14時30分

参加者 市民協働推進課：中坪裕一課長、長谷川俊担当係長、吉岡明良主任、内田梨香主事
建設委員会：鶴養委員長、渋川副委員長、岩淵副委員長、上野副委員長、友井書記

鶴養委員長

- ・5月11日の第2回委員会で役員を決定した。今日、名簿を持参した。私が委員長で以下、自己紹介(渋川副委員長、岩淵副委員長、上野副委員長、友井書記)。委員の名簿(連絡先省略したもの)に自治会と自治会連合の役職は書いてあるが、それ以外に委員は民生委員4人、保護司1人など、それぞれ地域で一定の役割を果たしているものが連携して自治会館を建設したいと考えている。
- ・農事センター跡地の借用手続きについて伺いたい。契約の際に角印と個人印が必要か。
- ・跡地は雑草が生えてきたので6月3日午後3時から草取りを行いたい。ロープ張ってあるので立入はどうしたらいいか。
- ・事業計画申請書のフォームを考えてきた。中身は詰まっていないが見ていただきたい。
登録アドバイザーに委員会を立ち上げたことは連絡した。市から事情はよく聞いているとのことだった。

市民協働推進課

○農事センター跡地について

- ・契約については、防災倉庫設置や維持管理を目的として貸借する。建設委員会委員長の鶴養さんの名前でするので個人印でいい。角印はいらない。草取りを6月3日に行うのであれば、たとえば6月1日付で契約すれば管理として草刈りをお願いしているということになる。借用申請書という書類であるが、市民協働推進課が準備して、鶴養さんに送付する。
- ・本来的には入れないようにしたいのでロープはあのままにしてほしい。
- ・防災倉庫の設置時期は、契約は年度ごとの更新になるので、今年度中には建てる必要がある。

○事業計画申請書のフォームについて

- ・集会施設ガイドブックの改定を8月までに行う。登録アドバイザーとも相談してほしい。
- ・(委員会から持参した事業計画申請書のフォームを提出し、見てもらったところ)
基本的にはこの内容でいい。利用計画については表になっているが、文章でも構わない。市の土地だから把握しているので(7)案内図、(8)敷地図、(9)土地の利用を証する書面の提出の必要はない。

双方のやり取り

○登録アドバイザーについて

委員会

- ・登録アドバイザーを使うことによって、建築業者選定などが予定された業者になってしまうのではないか。1つのところに権限を委ねるとするのは透明性の観点から適当ではないという懸念が住民の中にある。

市民協働推進課

- ・アドバイザーを使わなければ使わないでもそれはそれでよい。使えば手続きに精通しているので便利である。

委員会

- ・アドバイザーだけでなく、委員会が権限を持って勝手なことをやっていくのではないかという懸念もある。議事録をふれあいネットで公開するなど情報公開に努める。

市民協働推進課

- ・情報公開は機会あるごとにどんどんやるべきだ。透明性の観点から大いに必要である。会員からの意見も取り上げなければならない。

○補助金の支払時期について

委員会

- ・補助金は単年度での支払いか。

市民協働推進課

- ・単年度で事業は終了する。支払いは事業が終ったからの支払いになる。前金も一部では可能。

○他自治会の事業計画申請について

委員会

- ・6月に申請を予定している自治会はあるのか。

市民協働推進課

- ・新規の新築が一件予定されている。その他はまだ調整しているものが数件ある。
- ・昨年までのもので保留しているものが建替えの新築が2件ある。

○事業計画の資金について

委員会

- ・建設資金等が担保されているかについてはどうか。

市民協働推進課

- ・各自治会総会で資金計画が議決されていればよい。議事録を事業計画申請書に添付してもらう。